

令和7年度 こども誰でも通園制度に関する Q&A【第2版】

※総合支援システムに関するQ&Aについては『こども誰でも通園制度総合支援システムQ&A』をご確認ください。

令和7年4月10日

No.	事 項	質 問	回 答
1	事業内容	本格実施はいつからでしょうか。	令和7年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化し、実施自治体の拡充を図った上で、令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体において「こども誰でも通園制度」を実施することを予定しています。
2	事業内容	実施にあたり、一時預かり事業を行っていることが前提となりますでしょうか。	前提にはなりません。
3	事業内容	待機児童が発生している自治体においてもこども誰でも通園制度を実施することが可能でしょうか。	可能です。
4	事業内容	市の独自事業を、こども誰でも通園制度に位置付けることは可能でしょうか。	実施要綱や基準等を満たしていれば可能です。
5	事業内容	2歳児を対象に幼稚園のプレ保育を実施している施設がありますが、プレ保育は本事業の対象となりますでしょうか。	本事業の実施要綱や基準等を満たしていれば対象となりますが、対象のこどもは、0歳6か月～満3歳未満となっておりますので、3歳の子が利用する場合には、本事業の対象外となります。
6	事業内容	こども誰でも通園制度を令和7年度から実施する予定です。年度の途中からの実施は可能でしょうか。	年度途中から事業を実施する場合も補助対象となります。ただし、「子ども・子育て支援交付金」の交付申請が必要となります。
7	事業内容	こども誰でも通園制度を令和7年度から実施する場合、自治体で実施事業者数に制限を設けたり、提供区域や施設類型、対象のこどもの年齢に制限を設けることは可能でしょうか。	令和7年度においては可能です。ただし、令和8年度の本格実施からは、管内すべての対象のこどもが利用できるよう、提供体制を整備をする必要があります。
8	事業内容	定期利用を前提に実施することを想定し、週や曜日の選択によって利用日数の差がでないようにするために祝日の多い月曜日と金曜日は実施せず、火曜日から木曜日に限定して事業を実施することは可能でしょうか。	令和7年度の実施においては問題ありません。ただし、令和8年度の本格実施からは、管内すべての対象のこどもが利用できるよう、提供体制を整備する必要があります。そのため、管内事業所ごとの開所曜日等、どういった受け入れができるのか確認し、本格実施に向け準備をお願いします。
9	事業内容	0歳6か月～満3歳未満以外の年齢児を対象とした場合は補助対象となるでしょうか。	0歳6か月～満3歳未満以外のこどもの受入れは本事業の補助対象外となります。なお、自治体独自に助成を行うことを妨げるものではありません。
10	事業内容	対象となる「0歳6か月～満3歳未満」の考え方について、利用できるのはいつまででしょうか。	3歳の誕生日の前々日までの利用が可能です。子ども・子育て支援制度においては、満3歳以上の子どもは、教育保育給付の1号認定（新制度幼稚園や認定こども園の利用）や施設等利用給付の1号認定（私学助成幼稚園等）の利用を受けることが可能です。
11	事業内容	一時預かり事業を利用しているこどもは、本事業の利用の対象となりますでしょうか。	本事業の対象となる要件を満たしている場合、対象となります。
12	事業内容	施設等利用給付を受けているこどもは対象となりますでしょうか。	本事業の対象となる要件を満たしている場合、対象となります。
13	事業内容	普段障害児の通所給付施設（児童発達支援センター、児童発達支援事業所等）に通っている児童（通所給付を受けている児童）は対象となりますでしょうか。	本事業の対象となる要件を満たしている場合、対象となります。

令和7年度 こども誰でも通園制度に関する Q&A【第2版】

※総合支援システムに関するQ&Aについては『こども誰でも通園制度総合支援システムQ&A』をご確認ください。

令和7年4月10日

No.	事 項	質 問	回 答
14	事業内容	令和7年度のこども誰でも通園制度は、住民票のある市町村以外でも対象のこどもであれば利用可能でしょうか。	市町村を越えた利用を認める場合は、自治体間において協定等を結び、実施方法を決定してください。
15	事業内容	他自治体の施設を利用した場合（広域利用）、費用負担はどうなりますでしょうか。	費用負担については、自治体間の協定等により、こどもの居住自治体・施設が所在する自治体のどちらが負担しても差し支えありません。
16	事業内容	事業実施当初の利用者の受付方法について、ひとり親家庭など配慮が必要なこどもやその保護者の受け入れを先に決定し、残った利用枠を特に配慮が必要ではない方々で埋めていくという手法をとっても問題ないでしょうか。	令和7年度の実施においては、問題ありません。
17	事業内容	利用時間について、自治体独自で上乗せしてもよろしいでしょうか。	自治体独自の上乗せを妨げるものではありません。
18	事業内容	10時間を超えて受け入れを実施した分は補助対象となるでしょうか。	一人当たり「月10時間」を上限とするため、それを超える時間については、補助対象となりません。
19	事業内容	保護者負担について、自治体独自で設定してもよろしいでしょうか。	自治体独自で設定しても差し支えありません。
20	事業内容	実施方法について、委託での実施、補助金での実施、どちらも可能でしょうか。	どちらも可能です。
21	事業内容	キャンセル対応について、統一したルールはありますか。	キャンセルの取り扱いについては各自治体ごとにキャンセルポリシー等を作成し、その取扱いに準じていただくこととしています。
22	事業内容	指導監督員に資格要件等がありますでしょうか。	業務内容を的確に遂行していただければ、資格要件や経験年数、常勤非常勤の別などは問いません。
23	事業内容	指導監督員が委託でも問題ないでしょうか。	問題ありません。
24	事業内容	指導監督員を配置するにあたり、管内でこども誰でも通園制度実施施設が1施設の場合でも対象となりますでしょうか。また、公営施設での実施のみの場合でも対象となりますでしょうか。	対象となります。
25	事業内容	親子通園における「利用の条件」について、明確にルールを設ける必要がありますでしょうか。また、どこがルールを定めるのでしょうか。	事業や制度の目的・意義に沿っていれば、事業所判断で対応して構いません。ただし、こどもの育ちの観点から、親子通園が長期間続く状態や利用の条件になることがないように留意してください。
26	事業内容	利用料減免について、実施するかどうかは自治体判断でよろしいでしょうか。	令和7年度においては、問題ありません。
27	事業内容	利用料減免について、利用料減免を適用する保護者は、利用認定申請において減免の申し出があった保護者のみとしても問題ないでしょうか。	令和7年度においては、問題ありません。
28	事業内容	利用者減免について、保護者から遡って適用の申し出があった場合、遡及して適用することは可能でしょうか。	令和7年度においては、問題ありません。

令和7年度 こども誰でも通園制度に関する Q&A【第2版】

※総合支援システムに関するQ&Aについては『こども誰でも通園制度総合支援システムQ&A』をご確認ください。

令和7年4月10日

No.	事 項	質 問	回 答
29	事業内容	事業者と利用者の契約行為により、施設を利用することとなりますが、この契約について、利用者が複数の施設(例えば「A」という施設と「B」という施設)を利用する場合は、それぞれの施設で利用契約を取り交わす必要がありますでしょうか。	ご認識の通りです。
30	職員配置	職員を通常保育や一時預かりと兼任した場合それぞれの事業の運営費における算定対象となりますでしょうか。	対象経費を適切に区分し、管理いただくことを前提とし、ご認識の通りです。 なお、それぞれの事業で専任要件がある場合は、同一時間帯に複数の事業を兼務することはできません。
31	職員配置	公立施設で実施する場合、一般財源で措置された人材を配置することとしていますが、この場合でも人件費は補助対象にならないのでしょうか。	二重交付を避ける観点から、地方交付税などの一般財源で措置されている人件費は対象外となります。一般財源で措置されている部分と、それ以外の部分について適切に切り分けのうえ、補助対象となる額を算出してください。
32	予算	保護者負担については、施設の収入としてよろしいでしょうか。	問題ありません。
33	予算	昼食・おやつ代など実費となる費用は別途徴収してよろしいでしょうか。	保護者の同意のうえ、必要に応じて徴収いただいて問題ありません。
34	予算	「保育所等におけるICT化推進等事業」について、過去に本事業を活用した施設でも再度の活用が可能でしょうか。	当該実施施設で本事業のうち「保育所等における業務のICT化を行うためのシステム導入」を活用していない施設が対象となります。
35	予算	「保育所等におけるICT化推進等事業」について、令和8年度からの実施に向けて、令和7年度中にICT化を推進する場合にも対象となるのでしょうか。	対象となります。
36	子ども・子育て支援事業計画	こども誰でも通園制度を令和7年度から実施する場合、事業計画の策定が必要でしょうか。	令和7年度から実施する場合、令和6年度中の策定が必要になります。ただし、本計画に掲載するための時間がなかった場合には、代用計画を策定することとしています。
37	子ども・子育て支援事業計画	こども誰でも通園制度を令和7年度から実施する場合、5年度分の策定が必要でしょうか。	5年度分(令和7年度～令和11年度)の策定が必要になります。
38	子ども・子育て支援事業計画	こども誰でも通園制度を令和8年度から実施する場合、令和6年度中に事業計画の策定が必要でしょうか。	令和8年度から実施する場合、必ずしも令和6年度中に策定する必要はありません。なお、代用計画の策定も同様です。
39	子ども・子育て支援事業計画	「量の見込み」及び「確保方策」の算出について、地域の実情のあわせた算出方法として問題ないでしょうか。	問題ありません。
40	認可手続	児童福祉法に「実務を担当する幹部職員」、児童福祉法施行規則に「福祉の実務にあたる幹部職員」とありますが、保育所等で乳児等通園支援事業を実施する場合には、基本的に保育所等の施設長が乳児等通園支援事業の実務を担当する幹部職員にあたると考えてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
41	認可手続	保育所や認可外保育施設に対する安全計画義務化の際と同様に、こども誰でも通園制度における安全計画の例やひな形をお示しいただけないでしょうか。	現時点においては予定していません。なお、留意事項通知の第2の1においてお示しているとおり、既に安全計画を別途定めている場合には、乳児等通園支援事業の実施に伴い必要となる内容を加えることで足りると考えています。

令和7年度 こども誰でも通園制度に関する Q&A【第2版】

※総合支援システムに関するQ&Aについては『こども誰でも通園制度総合支援システムQ&A』をご確認ください。

令和7年4月10日

No.	事 項	質 問	回 答
42	認可手続	認可手続の様式や提出書類、認可事務のモデルケース(既存保育施設、新規施設などのケースごとに)をお示しいただけないでしょうか。	認可等通知において別添資料とともに整理していますので、お示した内容をもとにご対応をお願いいたします。
43	認可手続	令和7年度概算要求資料では、乳児等通園支援事業の実施主体は市町村とされていますが、民間事業者は実施主体とはならないのでしょうか。民間事業者は実施主体とはならないにもかかわらず、児童福祉法上の認可は必要になるのでしょうか。	令和7年度における乳児等通園支援事業の実施主体については市町村となっておりますが、市町村は、適切に本事業を実施できると認めた者に委託等(契約)を行うことができ、その際は市町村による認可が必要です。
44	認可手続	運営規程で定めるものに、「乳児、幼児の区分ごとの利用定員」とありますが、「利用定員」は何を指すのでしょうか。	運営規程において定める乳児等通園支援事業の認可に係る「定員」については、任意の一時点において受入可能な最大の乳幼児の数を指す概念であり、一般型乳児等通園支援事業にあつては、備える設備等に応じた受入可能な乳幼児の数が定まるほか、余裕活用型乳児等通園支援事業にあつては、事業を実施しようとする保育所等が受け入れようとする乳幼児の数が当該保育所等の利用定員の範囲内の数となります。 なお、子ども・子育て支援法に基づく「利用定員」については、令和8年度に向けてその取扱いを検討してまいります。
45	認可手続	認可の際には当該事業所における定員を定める必要があると認識していますが、歳児ごとに定める必要がありますでしょうか。	乳児又は満3歳未満の幼児それぞれにおいて利用定員を設定することが必要です。 なお、改正後子法第54条の3が準用する第46条第3項の内閣府令で定める基準(令和8年4月1日施行)において、満1歳以上のこどもと満1歳未満のこどもに区分して利用定員を定めることとする予定としております。
46	認可手続	歳児ごとに定員を定める必要がある場合、年度当初の年齢により定めることになるのか、満年齢により定めることになるのでしょうか。	利用定員の取扱いについては、当該年度の4月1日時点(0歳については、出生の時点)の満年齢によることとしています。
47	認可手続	「乳児等通園支援事業の認可等について」(令和7年2月26日付けこども家庭庁成育局長通知)の「第1児等通園支援事業の認可制度について」の「2乳児等通園支援事業の認可の簡素化の認可の審査の簡素化」の「(3)具体的な簡素化の方法」について、試行的事業を行う事業所について「すでに確認している事項について再度確認を行うことを省略するなど」というのは何を想定しているのでしょうか。「試行的事業の実施届等に添付されたものと変更がなければ省略可能」という理解でよろしいでしょうか。	試行的事業と事業内容に変更がない場合に、市町村の判断により、「試行的事業の実施届等に添付されたもの」については省略することが可能であると考えています。
48	認可手続	公立施設において乳児等通園支援事業を行う場合、「認可」も「意見聴取」も不要だと認識していますが間違いはないでしょうか。(公立の地域型保育事業所と同じ取扱いでよろしいでしょうか。)	ご認識のとおりです。
49	認可手続	認可申請書の様式をお示しいただけないでしょうか。	現時点では、様式を示すことは予定していません。
50	認可手続	余裕活用型乳児等通園支援事業における定員数は、利用定員の空き枠の活用であり、毎年余裕活用型乳児等通園支援事業の定員数が変更となる可能性があります。その都度、施設の内部規定を変更すべきでしょうか。(運用上の取扱いについての第2の6(6)関係)ただし書きなどで、「利用定員の増減により変動することもあります」等を記載すれば対応可能と考えてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。

令和7年度 こども誰でも通園制度に関する Q&A【第2版】

※総合支援システムに関するQ&Aについては『こども誰でも通園制度総合支援システムQ&A』をご確認ください。

令和7年4月10日

No.	事 項	質 問	回 答
51	認可手続	運営規程の作成例やひな型のようなものは示す予定はありますでしょうか。	現時点において、例をお示しすることは予定していません。
52	食事の提供	乳児等通園支援事業における食事の提供について、保育所では満3歳未満のこどもについては、原則として外部搬入によることができないこととされているが、外部搬入によることは可能でしょうか。また、乳児等通園支援事業と一体的に運営されている保育所等が外部搬入により食事の提供をしている場合は、乳児等通園支援事業は当該保育所等と同じ食事の提供ができるのでしょうか。	設備運営基準第15条において、一時預かり事業と同様に、「乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。」と定めておりますが、満3歳未満のこどもが対象であることを踏まえ、留意事項通知の第2の5や「こども誰でも通園制度の実施に関する手引」を踏まえ、乳児等通園支援事業者において、食事の提供に当たり必要な体制について十分に検討を行うことが必要であると考えています。
53	食事の提供	乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）第15条では、「乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない」との規定がありますが、この内容を超えて、食事の提供方法について市町村が条例によって規制をかけることは問題ないでしょうか。	食事の提供について、市町村が条例により内閣府令の内容を超えて規制の措置を講ずることは差し支えありません。なお、その場合には、留意事項通知の第2の5においてお示ししている内容を参考としていただきたいと考えています。
54	食事の提供	利用者が弁当等を持参することにより食事をとることも可能でしょうか。	留意事項通知の第2の5において、「食事の提供の有無については乳児等通園支援事業者が判断するものであること。・・・利用乳幼児の乳児等通園支援事業の利用形態等に応じて、乳児等通園支援事業者が食事の提供を行うのではなく、弁当等を持参して食事をとる場合も考えられること。」としていただいております。
55	設備の基準関係	保育所等が乳児等通園支援事業を一体的に運営する場合、当該保育所等の設備（便所、調理設備等）を乳児等通園支援事業の設備に兼ねることは可能でしょうか。可能である場合に、当該保育所等の設備は、引き続き保育所等の設備として認可してよろしいでしょうか。	乳児等通園支援事業を保育所等と併設して実施する場合、留意事項通知の第2の3においてお示ししているとおり、当該乳児等通園支援事業を利用する乳児又は幼児及び併設施設等の利用者の処遇に支障がない場合に限り、兼ねることは可能です。また、あくまで兼ねるに留まるため、引き続き当該保育所等の設備として取り扱って差し支えありません。
56	設備の基準関係	認可保育所等において一般型乳児等通園支援事業を実施するに当たり、当該認可保育所等の認可において保育室の床面積を最低限必要となる床面積以上に算定している場合に、当該床面積を減少させる認可変更手続は不要でしょうか。	既存の保育所等における保育室の床面積を市町村の条例で定める基準に基づき最低限必要となる床面積まで減じた上で改めて認可を行い、それにより生じた余剰の床面積を乳児等通園支援事業における保育室の面積として算定し認可を行うことは可能です。
57	設備の基準関係	認可された保育所等において余裕活用型乳児等通園支援事業を実施する場合、当該保育所等の利用者数によって、当該余裕活用型乳児等通園支援事業を利用できるこどもの数変動するが、どのように認可又は認可変更をすればよろしいでしょうか。	認可の際には、利用定員の範囲内で事業を実施する旨を運営規程等により確認した上で、監査等により実施状況を都度確認いただく必要があると考えています。
58	設備の基準関係	保育所等が一般型乳児等通園支援事業を一体的に行う場合、当該保育所等の保育室の床面積を当該一般型乳児等通園支援事業の保育室の床面積と重ねて認可してよいのか。	保育室等の床面積については、こどもの人数に応じて必要となる面積を確保する必要があるため、保育所等における保育室の面積を乳児等通園支援事業における保育室の面積として認可することはできません。

令和7年度 こども誰でも通園制度に関する Q&A【第2版】

※総合支援システムに関するQ&Aについては『こども誰でも通園制度総合支援システムQ&A』をご確認ください。

令和7年4月10日

No.	事 項	質 問	回 答
59	職員配置	保育所等が乳児等通園支援事業を併設して実施する場合に、当該保育所等の保育士や調理員が乳児等通園支援事業に従事することは可能でしょうか。	留意事項通知の第3の(2)の二においてお示ししているとおり、保育所等が乳児等通園支援事業を一体的に運営する場合に、保育士については、当該保育所等及び当該乳児等通園支援事業双方の職員配置に関する基準を満たした上で、当該保育所等の保育士が乳児等通園支援事業に従事することは可能です。
60	事業内容	乳児等通園支援事業において、英会話や水泳等の習い事のようなことを行うことは可能でしょうか。	「こども誰でも通園制度の実施に関する手引」において「リトミック教室や英語教室、スイミングスクールなどの習い事に類する内容、形態によるものをこども誰でも通園制度に当てはめて提供するなど、早期教育の場の形とすることは適切ではありません。」と記載しているのとおりです。
61	子ども・子育て支援事業計画	乳児等通園支援事業を実施するにあたり、市町村子ども・子育て支援事業計画(または代用計画)に量の見込みや確保策を定める際、「教育・保育提供区域」を設定する必要がありますでしょうか。	子ども・子育て支援法の規定に従い、教育・保育提供区域ごとに必要事項を定める必要があります。 (参考) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)(抄)【令和7年4月1日施行時点】 (市町村子ども・子育て支援事業計画) 第六十一条 (略) 2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域(以下「教育・保育提供区域」という。)ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数(第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。)、特定地域型保育事業所(事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。)に係る必要利用定員総数(同条第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期 二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期 三・四 (略) 3～10 (略)
63	その他	保育所等と併設する場合、会計処理は、別施設として処理する必要がありますでしょうか。	収支計算書又は損益計算書において、乳児等通園支援事業を経営する事業に係る区分を設けるが必要です。

令和7年度 こども誰でも通園制度に関する Q&A【第2版】

※総合支援システムに関するQ&Aについては『こども誰でも通園制度総合支援システムQ&A』をご確認ください。

令和7年4月10日

No.	事 項	質 問	回 答
64	その他	収支計算書又は損益計算書において、乳児等通園支援事業を営む事業に係る区分を設ける必要がありますでしょうか。	認可等通知において、「収支計算書又は損益計算書において、乳児等通園支援事業を営む事業に係る区分を設けること。なお、改正後子法第54条の3の規定により準用する改正後子法第46条第3項の内閣府令で定める基準(令和8年4月1日施行予定)」において、会計区分について、「特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない」との規定を設ける予定であること。」としているとおりです。
65	その他	乳児等通園支援事業を行う者は、その提供した乳児等通園支援により賠償すべき事故が発生した場合に備え、賠償責任保険に加入する必要がありますでしょうか。	留意事項通知の第4において、「乳児等通園支援事業者については事故等の発生による保障を円滑に行うことができるよう、賠償責任保険に加入することを可能な限り検討すること。なお、改正法による改正後の子ども・子育て支援法(以下「改正後子法」という。)第54条の3の規定により準用する改正後子法第46条第3項の内閣府令で定める基準(令和8年4月1日施行予定)」において、乳児等通園支援事業者は、その提供した乳児等通園支援により賠償すべき事故が発生した場合については損害賠償を速やかに行うことを規定することを予定していること。」としているとおりです。
66	事業内容	企業主導型保育施設での実施は可能でしょうか。	令和7年度においては、「一般型」でのみ実施が可能です。
67	予算	どのような費用が対象経費となるでしょうか。	対象経費は以下のものを想定しています。 報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、謝金、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、会議費、印刷製本費、光熱水費)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料)、委託料、備品購入費、使用料及び賃借料、扶助費、負担金、補助金及び交付金
68	予算	事業所において、利用実績がなかった場合でも、人件費をはじめとした対象経費は補助されるのでしょうか。	利用者がいない場合は、対象経費の補助はありません。
69	予算	6月からこどもの受入れを開始する場合において、4月・5月に事前準備として、一般家庭への周知や事業所に対する研修にかかった費用は補助対象となりますでしょうか。	対象となります。 (例)周知用ポスター・リーフレットの作成費用、自治体が実施する研修費用(旅費・宿泊費は除く)等
70	予算	利用申請のあったこどもの事前面談に要する費用について、国費の充当が可能ですでしょうか。	事前面談に要する費用の補助はありません。
71	予算	1施設当たりの委託料等の上限額はありますか。	市町村ごとの補助基準額の設定はありますが、1施設当たりの委託料等の上限はございません。なお、委託料等については、国の設定額に応じ、設定してください。
72	予算	賃借料補助について、事業実施月にかかわらず基準額満額の補助となりますでしょうか。	事業実施月数に応じた補助となります。
73	予算	賃借料補助について、令和6年度に試行的事業を実施している施設は、令和7年度に補助対象となりますでしょうか。	令和7年度以降に乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)を実施する施設が対象となるため、令和6年度に試行的事業を実施していたとしても補助対象となります。

令和7年度 こども誰でも通園制度に関する Q&A【第2版】

※総合支援システムに関するQ&Aについては『こども誰でも通園制度総合支援システムQ&A』をご確認ください。

令和7年4月10日

No.	事 項	質 問	回 答
74	施設整備	就学前教育・保育施設整備交付金について、公立保育所も対象となりますでしょうか。	公立保育所でこども誰でも通園制度を実施する場合は、本事業を行うために必要な部分のみ補助対象となります。 ※定員での按分等、様々な要件があるため、厚生局に事前にご相談ください。
75	施設整備	就学前教育・保育施設整備交付金について、すでに事業を実施している施設は対象外となりますでしょうか。	事業が実施されていることをもって整備費の対象外になるということはありませんが、創設、増築、増改築に当たらない場合には補助率の嵩上げはされません。
76	施設整備	就学前教育・保育施設整備交付金を活用し、こども誰でも通園制度専用の建物を整備した場合、こども誰でも通園制度の実施と同時に他事業（一時預かり事業等）を実施することは可能でしょうか。	こども誰でも通園制度の実施に当たって整備した施設であるため、不可となります。
77	施設整備	就学前教育・保育施設整備交付金について、施設整備完了後は早急にこども誰でも通園制度を実施する必要がありますでしょうか。	交付金の協議の際に開始時期についても協議を行っているため、想定よりも早く整備が完了したからといって、すぐに開始する必要はありません。
78	施設整備	就学前教育・保育施設整備交付金について、既存の園庭を整備する（遊具等を乳児でも使用できるものに整備する等）場合、補助対象となりますでしょうか。	園庭の整備は整備費の対象経費に含まれません。
79	施設整備	就学前教育・保育施設整備交付金について、保育所を新たに整備し、その保育所にこども誰でも通園制度実施の部屋を設ける場合、同時に協議することが可能でしょうか。	可能です。ただし、協議書は別々に作成する必要があります。
80	施設整備	保育所等改修費等支援事業を活用する場合には、子ども・子育て支援事業計画の策定が要件になりますでしょうか。	子ども・子育て支援事業計画に必要量や整備計画を定めることを要件にするものではありませんが、それらの計画に基づき計画的に整備することが望ましいです。
81	施設整備	令和7年度の施設整備について、「保育所等改修費等支援事業」では「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施に伴い、実施事業所の設置を行うために必要な改修費等の一部を補助する」旨記載がありますが、標記の施設改修は「既存の保育所等の自己所有物件」でこども誰でも通園制度を実施する場合共用部分等（調乳室、給食室、保育室）も補助対象になりますでしょうか。または、こども誰でも通園制度実施にかかり新たに賃貸契約を締結し改修した場合のみ対象でしょうか。	「既存の保育所等の自己所有物件」であるかどうかに関わらず、こども誰でも通園制度を実施するために必要な改修であれば、共用部分についても対象となり得ます。 なお、共用部分については真にこども誰でも通園制度を実施するために必要な改修かどうか精査をお願いします。
82	施設整備	こども誰でも通園制度実施施設を整備する場合、施設に対する優遇融資制度等はあるのでしょうか。	WAM（独立行政法人福祉医療機構）の優遇融資制度の活用が可能となります。詳細はWAMにご確認ください。
83	その他	定款変更は必ず行う必要がありますでしょうか。	乳児等通園支援事業を実施する場合には、定款変更をする必要があります。 定款の変更時期については、自治体で適切に判断をお願いいたします。
84	その他	寄附行為について、学校法人も寄附行為の変更が必要という認識でよろしいでしょうか。	寄附行為への記載の要否については、各所轄庁（文科省、各都道府県）に相談いただくようお願いいたします。（R7.4.10修正）